

衆議院 第四百十三回国会

金融安定化に関する特別委員会議録 第二十号

平成十年十月九日(金曜日)

午後五時三十三分開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

理事 石原 伸晃君

理事 藤井 孝男君

理事 山本 有二郎君

理事 中野 寛成君

理事 谷口 隆義君

理事 愛知 和男君

理事 岩永 峯一君

理事 大石 秀政君

理事 佐田玄一郎君

理事 田中 和徳君

理事 中谷 元君

理事 保岡 興治君

理事 山本 幸三君

理事 石毛 鏡子君

理事 枝野 幸男君

理事 海江田万里君

理事 石井 啓一君

理事 大石 善徳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 西田 猛君

理事 佐々木憲昭君

理事 濱田 健一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵省金融企画局長 伏屋 和彦君

大蔵省国際局長 黒田 東彦君

委員外の出席者

議員 大野 功統君

議員 村田 吉隆君

議 員 保岡 興治君
議 員 山本 幸三君
議 員 藤井 保憲君
衆議院調査局長 融安定化に関する特別調査室長

委員の異動

十月九日

大野 功統君

大石 善徳君

吉田六左門君

渡辺 喜美君

古川 元久君

同日

大石 秀政君

田中 和徳君

渡辺 喜美君

石毛 鏡子君

補欠選任

大野 功統君

大石 秀政君

田中 和徳君

渡辺 喜美君

石毛 鏡子君

同日

大石 秀政君

田中 和徳君

渡辺 喜美君

石毛 鏡子君

補欠選任

大野 功統君

大石 秀政君

田中 和徳君

渡辺 喜美君

石毛 鏡子君

○相沢委員長 これより会議を開きます。
保岡興治君外三名提出、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第一五号)
本日(の)の会議に付した案件
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第一五号)
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。宮本二三君。

○宮本委員 自由民主党の宮本一三でございますが、きょうは非常に大事な法案の審議でございます。さきに金融再生関連法案が衆議院を通過いたしました。今参議院で審議中でございますけれども、与野党関係者の大変な努力でここまで進展したことに對しまして、初めに心から敬意を表したいと思います。

ただ、この再生法案でございますが、やはり金融問題に對する車輪のいわば一方の車輪でありまして、もう一つはやはり、これから存続する金融機関、これに對する対応をどうするかという問題だと思ひます。
このたび衆議院を通過した再生関連法案は、破綻した金融機関あるいはまた破綻するおそれのある金融機関にどう対処していくかというその問題が中心になつてゐるわけですから、やはりもう一つの存続可能な銀行に對するこの早期健全化法案、この問題は本当に大事な法律案だと考えております。

そこで、存続可能な銀行に對する十分な支援を行うという意味から、今回の法案は極めて重要だと考へるわけですが、提案者の方から、その必要性といひますか、これについて、ひとつわかりやすく説明を願ひたいと思ひます。
○保岡議員 今宮本先生がお話のように、先週衆議院を通過しました金融再生法は、いわば破綻した金融機関に對する対処のいろいろな施策を実行できるためのものでございます。したがって、一番我々にとつてまた重要な意味を持つのは、現在国民に経済活動その他の資金の供給をしてゐる私たちの周りにある金融機関の問題でございます。

機、そしてまたロシアの金融危機、そしてそれが南米に飛び火してゐる。どがおかしくなつてきた連鎖があつたという間に広がるかどうかということがとても懸念されてゐる。
日本の経済というのは、アジアはもちろんですが欧米にも大変な影響を持つてゐる。アメリカと一緒に、世界で、経済の四割余りのシェアを持つ、そういう影響力のある我が国が、この経済を支える金融というものが、昨年の大型金融破綻以来もう大変な状況になつてきてゐる。ますます、資産である株が下がつたり、あるいはデフレがどんどん進んで不動産の価格が下がつたりして、バブル以来持つてきた大量な不良債権に苦しむ、さらにそのもと大きな苦しみがかかつてゐる。

そういう状況で、今、先ほど申し上げた私たちの周りにある経済を支える金融機関が非常にあつて、貸し渋りがどんどん進んでゐる。どんなに経済対策を打つても、どんなにこの厳しい経済から逃れて新しい二十一世紀を目指す日本の元氣のいい経済を手にとしようと思つても、まるでぬかるみに足を踏み入れるように功を奏さないのは、経済に資金が流れなければ当然の話です。
そういうことで、本日に我が国の金融が働くためには思ひ切つた資本増強が必要であるということと、今度新しく資本増強の制度をこの法律によつて設けようとしてゐるわけでございます。

今、私たちは、この法案を一日も早く成立させて、思ひ切つた資本の増強によつて日本の金融セクターを支えて、そうして転換を図つていかなければあつた意味で、この法律の意義は極めて内外に重要な意味を持つてゐると思つて提案させていただきます。○宮本委員 ありがとうございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

その必要性について明快な御答弁をいただいたわけでございますけれども、今回の法案を見ておられますと、今度廃止するという事になっております。金融機能安定化緊急措置法、いわゆるあの十三兆円スキームでございますけれども、これと一体どのように違うのか、あるいは異なった考え方がその中に盛り込んであるというふうに思っております。でございますが、どうも何か焼き直しではないかといったような意見もいろいろと出ておられるわけでございます。これは、国民の側から見ると非常にかたくなにいいものですか、どこがどう違うのかという点について、国民の皆さんにわかるようにひとつ提案者の方から説明をお願いしたいと思います。

○保岡議員 今先生がおっしゃいましたいわゆる金融安定化二法、そしてその中の十三兆円スキームでございますが、これは、私が先ほど申し上げましたような金融危機回避あるいは貸し流し対策あるいは金融再編というふうないろいろな多面的な役割を担って成立した制度であったと思います。

しかしながら、いろいろこの国会でも御批判があったように、その制度が理解がなかなかできにくいように要件が明確になっていなかったり、また誤解を生ずるような要素もあって、これについてやはり思い切った従来の御批判のあった点は改める、新しい制度をつくる必要があると考えて、このたびの法案の提出をいたしました。

具体的には、優先株に加えて普通株の引き受けを可能としました。著しい過剰資本行に対しては、その株式を引き受ける金融機関に支配権を持つて公的に関与できるようにして、そうして金融機関の健全化、金融システムの再生に資するように普通株の引き受けを可能といたしました。国が積極的に経営関与を行ってまいります。

また、資本増強に当たっては、第三条にこの資本を金融機関に入れる原則というものを改めて定めておまして、それには、リストラ、経営責任、株主責任について、きちっとしたモラルハ

ザードの起こらない対応を求めています。そういったように明文によってより厳格な条件をつけたこと、それから、合併等金融再編成を十分に視野に入れた仕組みとしての位置づけを明快にするため、同じように明文化をしたことでございます。

今度の法案もまた、個別の金融機関の救済ということも考えておりません。金融再生あるいは金融システムの効率化というものをするために日本の金融セクターの問題点を克服する、そういう位置づけの中で、個別行から資本増強の申請があっても、そういった観点の中できちっと答えを出していくという点を明確にしていることでございます。

なお、資本増強の決定は、与野党合意のもとに設立される新しい金融再生委員会がこれを行うことといたしております。

このように、従来の十三兆円スキームとは抜本的に異なる新たな制度としてスタートさせ、また運用をしていかなければならないと考えているところでございます。

○宮本委員 従来の十三兆円スキームとの差を非常に明確に示しておられます。普通株も引き受け、国が直接関与するというふうなこともその一つであります。また、資本増強の原則といいますが、リストラとかあるいは経営者の責任、その他モラルハザードについても非常にきつりとさせておられます。そういったものも御説明を受けて、従来の十三兆円スキームとは極めて内容的に違うものである、特に、個々の金融を支援するのではないということも非常にきつりいたしました。

そういう意味で、この法案については極めて高く評価するわけでございますけれども、ちょっとここで思い出すのは、ことしの三月に、これは十三兆円スキームに基づくものでございましたけれども、資本注入が行われました。しかし、せっかく一兆八千億円の資本注入をやりまして、相当な貸し出し余力が生ずるであろう、それが貸し

出し増になってくれるであろう、そういった期待があったにもかかわらず、結果は全く失敗であったように感じられるわけでございます。いろいろな事情もありません。当時の危機的な状況を考えますとそれなりの効果があったと言えるかもしれないのですけれども、この点についてはどのように考えておられるか、ひとつ提案者の方から御説明が願えればと思います。

○山本(幸)議員 宮本議員にお答え申し上げます。三月にいわゆる十三兆円スキームに基づきまして資本注入を行ったわけでありますが、これについてはいろいろ評価がありますが、私どもは、それなりの効果は一応あったというふうに考えております。

と申しますのも、当時日本の金融機能について内外の信託が大変低下しておりました。いわゆるジャパン・プレミアムというものが顕在化していたわけでありますが、そういう危機的な状況を何とかしなければならぬということが基本的な目的でありまして、この点はまさに、当時ピークで

一％ぐらいになっていたジャパン・プレミアムがこの資本注入によりまして〇・二％に激減した、低下したという意味で、それなりの効果は大いにあったというふうに考えております。

ただ同時に、副次的な効果として期待されましたのは、いわゆる貸し流しの解消等によりまして企業の円滑な資金供給に資するというものであったわけですが、この点は、数字から見ます限り貸し流しは解消してないということが言えると思えますが、これは、その当時想定していた以上に現実の経済がいよいよ悪くなってきたということとを反映しているものだと考えております。

株価の低迷、円安、あるいは土地の価格が依然として落ちていくというふうなことが、想定していた以上に落ち込みまして、その点が銀行の利益を食い込むということが起こってまいりまして、せっかく資本注入いたしましたけれども、それを超すようなそういう内部留保の取り崩しというこ

とをやらざるを得ないということになったと存じております。

したがって、その点はつながらなかったわけでありまして、もし資本注入がなければいよいよ悪くなっていたわけでありまして、場合によってはもっと悪い切った資本注入をやるべきだったというふうにも考えております。

○宮本委員 確かに、ジャパン・プレミアムがその後非常に改善したというか縮小した、このことは非常に大きな効果があったと言えるわけでございますが、残念ながら貸し流しの状況は改善しなかったように思います。今提案者の方からの説明にもありましたように、いやいや、それはやはりあったんだらうけれども、それを打ち消すほどのもの大きなマイナス要因があったから数字としてはこういうことになったのではないかと、思い切つてやる方がよかったのではないかと、そんな意見が述べられております。私もその点は同感でございます。まして、今後の対応を考える場合に、やはり大規模な投入ということが不可欠であるというふうに思う次第であります。

ところで、今も提案者の方からの説明がありまして、現在の日本の経済を見ておられますと、信用収縮が非常に急激に進んでおりまして、経済に重大な影響を残しておられるわけでございます。健全な中小企業までが資金繰りのために行き詰まって倒産するということが続出したしております。このまま進んでまいりますと、本当にパニックに突入してしまうのではないかと、いや、そんなことではなくて、もうパニックに片足入っているよというふうな言い方もされておりますし、確かに危機的な状況は一刻と迫っていると私は思っております。

特に、世界の中で日本ということで、各国が日本の対応を非常に注視しているわけでございます。さきのIMFの総会あるいはまたきのうあたりのクリントン大統領の発言、そういったものを見ておられますと、世界が本当に、今日日本がどうするか、このまま日本が世界のパニックの、

あるいは大恐慌の引き金になるようなことでは
てしまふのではないかな、それほど厳しい目で日
本に注目をしておりますし、それは、とりもなお
さずこの特別委員会に世界の目が集中している
と言つても過言ではないと思ひます。

それだけの重大な責務を持つて今この審議がな
されてゐるわけですが、私は、何はさて
おいても、この金融取締を食ひとめなければいけ
ない。そのためにはあらゆる手段を講ずることが
必要だと思ひますし、この金融取締への対応策
こそが現下の我が国の最優先課題であるというふう
に思ふわけでございます。ここに提案されてお
ります本法律案こそはその切り札となるという
ふうにも考へてゐるわけですが、この点
について、提案者の方から、この法律の必要性と
いうか意義というか、それについて国民の皆様方
にわかるように御説明をお願いしたいと思ひま
す。

○大野(功)議員 宮本議員の御指摘、全くそのと
おりでございます。

日本の経済はまさに深刻な状況を迎えておりま
して、景気が悪い。こういう中でこそ、金回りで
もよければ救われるのでありますが、金融機関は
貸し渋りをやります。貸し渋りのみならず、貸し
た金を返せ、融資の回収という現象まで見られる
わけでありまして。こういうことでは中小企業は大
変な深刻な状況になりますし、今失業率も四・
三%、雇用不安も起つてくる。これに対して、
何とてでも大きな安心感を与えていくのが、
我々政治家の務めでございます。

もとより国の方は、例えば政策金融を活用して
いくとかあるいは信用保証枠を拡大していくと
か、あらゆる努力をやっておりますけれども、そ
れでは十分ではありません。そういうことに基づ
きまして、何とてでも信用取締を押しとどめて
いく、このような目的に従ひまして、本金融機
能早期健全化措置法では、三条一号で、金融機能
に著しい障害が生じることを未然に防止する、こ
れこそ今宮本議員おっしゃつたように、世界が注

目している、国民が待ち焦がれてゐる、マーケッ
トが望んでゐる、こういう措置であると思ふ次第
でございます。

もとより、この意味は、個別銀行を救済するこ
とではありません。個別銀行につきましては、存
続が著しく困難な銀行は相手にしない、こういう
ことを明確に法律に規定してゐるわけでありま
す。

事前にやる。このことにつきましては、もとよ
り歴史の大きな流れは事前の調整から事後の監視
という社会を構築していく、あるいは不明瞭なる
ものから明確な世界をつくっていく、これが大事
であります。しかしながら、この意味は、私は今
回の措置は決して矛盾するものではない。未然に
これを防止して、その防止のやり方は、法に基づ
き、そしてルールをつくつて、ルールに従つて大
胆にやつていく。

簡単に申し上げますと、事前に金融機能を健全
化する措置は、例えば経営健全化計画を義務づけ
る等々と一定のルールの上に立つて断固として迅
速に大胆にやつていく、このことでございます。
大胆かつ迅速に現下の情勢に対応して現在の危機
的狀況を乗り越えていく、これが私は喫緊の課題
だと思つております。

○宮本委員 ありがとうございます。

宮澤大蔵大臣、御列席をちょうだいいたしまし
た。

大臣、早速でございますけれども御質問をさせ
ていただきますと思ひますが、我が国の金融シス
テムの安定、この問題について、内外からの信頼
の回復ということが非常に重要な課題であると思
うわけでございますけれども、さきのG7におき
まして、大臣いろいろと御苦労されましたけれ
ども、我が国の金融機関への公的支援について、今
からやろうとしてゐるこの問題について、各国か
らはどのような意見なり議論が行われたのか伺
いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○宮澤大蔵大臣 このたびのG7は非常に異常な
背景のもとに開かれまして、ロシアでああいうこ

とがございました後、やがてラテンアメリカはど
うなるかというようなことがございましたところ
へ、ヘッジファンドが破綻をいたしました。

それで、G7の席において、これは外に聞こえ
てもいいというつもりで言つたと思ひますが、グ
リーンスパン連邦準備委員会議長は、従来アメ
リカの投資家、経済人は、リスクをとつていく、リ
スクテイクンクというのでずつとやつてきた、
しかし、ここへ来て、というのはロシア以降と彼
は言うのですが、リスクを避けよう、リスクア
バージョンになつてきてしまつて、みんなかえつ
てリスクから逃げようということになつてきてい
るように自分は思ふので、そうすると非常に信用
取締が起る、それは自分が初めての経験で、大
変懸念をしてゐると実は申しました。

そのことはその後の事態をかなり正確に言い当
ててゐると思ふのですが、そういう状況でありま
したので、すべての人がそういう、現在の信用取
締のもとと言われます我が国がこの銀行関連の二
法を本当にちゃんと成立させるかどうかというこ
とに極端な関心を持つておりました、それ以外の
財政問題等とはともかく、むしろこの金融法案だ
というところでございました。

片っ方の法案は、私が東京を立ちます二時間前
に衆議院でともかく可決をしたわけですが、その
参議院における帰趨はどうか、十六兆円はどうな
るかということ。それから、何よりもその次に大
事な、もつと大事な部分は今御審議中のこの法案
でございますので、早期健全化でございますので
でございます。この方がひとつ通つてもらわないとやはり事
態は解決しない。それで、当然国会が十分御審
議をされるということ、これはもうよく理解し
ておりますけれども、その上で、これはもう今や
日本の国内の問題と思はないでほしい、世界に及
ぼす影響が大きい、こういう雰囲気でございます

○宮本委員 ありがとうございます。

大臣から御説明いただきました本当にありがた
く思ふのですが、この問題は、日本の経済

がどうかということではなくて、やはり世界的に
非常に大きな関心とそして懸念を持つて見られて
いる問題であることがより一層わかつたと思ひま
す。

世界的な金融取締の問題が心配されてゐるとい
うその中でございますだけに、今こそ日本のこの
金融取締の問題をあらゆる手で阻止しなければい
けない。これがうまくいかないと、本当に世界の
金融取締に直につながつていくであらうし、そう
なれば、やはり日本が大不況の発信基地になつた
という非難を受けてもやむを得ない、そのような
気がいたしますだけに、何としてもこの法律、早
急に成立させていただきたい、このように思ふ次
第でございます。

ちよつと話が相前後して、関連します問題です
が、きょうのロイターを見ておきますと、宮澤大
蔵大臣の方の御説明という発言として、円相場
の動きに触れられておりました。ちよつと動きが
荒つぱいけれども、ほつておいてもどこかで落ち
つくと思ふのが合理的だといふふうに述べてお
られますし、円が過度に安くなつたときにも、宮
澤大臣は、相場というものはそのうち落ちつく
じゃないかなといふふうなことを言われておりま
す。介入の必要はないのかという質問に対して
も、このたびも、先のことは何とも言えないけれ
ども、必要はなからう、売る人もあるし買う人も
あるしということに尽きる、こういうふうには言
されております。

私は、為替相場については本当に、かつて円安
になつたときに、これが小淵内閣に対する市場の
ノーの反応だとかいろいろなことを言われました
けれども、為替相場というのは、そういった市場
あるいは経済の反応というのか、ファンダメンタル
にある程度反映することはありますけれども、こ
れは長期的話でございます。短期的には、極めて
機動的な動きが為替相場を左右するといふ要素
が多いと思ひますだけに、なまじつかな介入をや
りますとむしろ投機家が安全弁を持つて投機に臨
むような、そんなことを許してはいけないので、

どこまで行くかわからぬという不安を持ってやらせておくのが一番いいと思いますし、そういった意味で、大蔵大臣、終始一貫、いろいろな批判を受けながらも説を貫かれていますことに非常に敬意を表したいと思います。

それに関連してでございますが、どうも為替相場場の動きを見ておきますと、短期資金が余りにも野ざらしになっているのではないだろうか。非常に、昔は、マーケットのスケールに比べて、投機的な資金の動きというものが、そう大きなものでなかったわけですが、最近とみにヘッジファンド的なものがどんどんふえてまいりまして、レバレッジをきかせてめちゃくちゃな金額になってきております。そういったものが、一種の投機、勝負といえますが、勝ち負けの世界でマフィアが争っているのはこれはほっておいていいわけですが、どうも最近、マフィア以外の素人のところまで影響が及んでくる。そして一般の市場者が大変な迷惑をこうむっているというような事態になってきておりますだけに、このままこの巨大なマネーゲームをほうっておいていいかどうかということには非常に問題があるように思うわけでございます。

これは確かじやないのですが、新聞でちょっと見たように思うのですが、官澤大臣もこの問題についてルービンさんとグリーンズパンさんとちょっとお話をされたようなことを記事で読んだのでございますし、ソロスさんまでが何か規制した方がいいんじゃないかなんというようなことを言っている記事も見ました。

この点について、大臣はどんな関心を持っておられますでしょうか。

○官澤國務大臣 私、個人的と申し上げるべきだと思ふのですけれども、考え方は、やはり短期資本の移動というものは基本的には自由であるべきだろう、しかしそのために、その自由を確保するためにいろいろな条件が満たされなければならぬだろう、そういう考え方は私ははしておりまして、マハティールさんが言っておられること

にも確かに一部分の理屈はあるわけでございますから、デリバティブが一国のあり方を壊してしまふ、あるいは、デリバティブそのものが壊さないう、後、IMFがコンディショナリティーで事実上そういうことをしてしまふというようなことは、実際いつまでもあつていいことではないという思いはいたすわけですが。

しかし、今さらデリバティブというものをやめてしまふということは恐らくできないわけでございますから、それについてのいろいろな意味での情報あるいはスーパージョンというふうなもの、やはり野放しというわけにはいかないのではないかと。それから、その結果として、しかし、東南アジアの国々のように、ああいう目に遭わないように、外貨を持っております幾つかの国が仮にプレミアムを取つてもよろしいから、そういうアタックを事前に防ぐ、そういうアグリーメントのようなもの。その二つがございせん、しよせんはもう短期資本の自由移動は制限するということにならざるを得ませんから、そうなることは不幸だと思ふので、そうならないための幾つかの施策を考えたらどうかというふうに私は思ふわけでございます。

○官本委員 ありがとうございました。野放しというわけにはいかぬだろうけれども、かといつてやはり短期資本の移動そのものは自由であるべきだ、そこに何らかの工夫が必要ではないかというふうな御意見かと思ふ。ありがとうございます、私もそういうふうに思ふわけでございます。

この法律に関連いたしまして大臣にひとつ御質問させていただきますのでございすけれども、金融のあり方というものを考えるに当たりまして、貸し流しであるとか短期的な視点でいろいろ考えなければいかぬことももちろんありますけれども、同時に中長期的な視点も極めて重要であるというふうに考えるわけでございます。大臣は金融再編についてどのような基本的な考え方を持っておられるのか。言いかえれば、今度の法律の大

前提となる金融のグランドデザインというふうなものがございすればひとつお願いしたいと思ひます。

○官澤國務大臣 私は、よく当委員会でも御議論がおりますように、護送船団行政というものはもう終わった、實際上それは過去のものとなったと思ひます。

殊に、金融監督庁の十九行を中心とする検査が初めて一つのスタンダードで進められておりますから、銀行間の優劣というものはおのずからわかつてくる。もとは、さらにはそのマニュアルがらひが早く公になりますと、各行ともそれに従つてこれから処理することになると思ひますから、いずれにしても初めて各行の間の優劣がはつきりいたします。

それは優良行にとってはデイスクローズすることとが有利でございますので、デイスクローズすることが有利だ、しない銀行は怪しい、そういうことにもう間もなくなつてまいらると思ひます。

また、いい銀行はいい商品を出せる、悪い銀行は悪い商品を出せないというふうなことから、自然にそういう優劣がはつきりすることがわかりまふと、それを展望して銀行の間のいろいろな合併でございますとか、あるいは提携でございますとか、外を含めましてですね、そういうことがもう起こつてござるを得ない。これで初めて、消費者のための、利用者のための銀行ということになるわけであると思ひます。

それから、今度の法案並びにただいま御審議中の法案が成立いたしますと、これによつて長い間の不良債権の問題がとく片づく方向が見える。ぜひ御審議中の法案では、必要な条件が満たされますならば、銀行の資本強化のために、いい結果が生ますようにお願いしたいと思ひしておりますが、それにつきましては、もちろん今まで護送船団方式で、大変これは気楽な方式でございますから、余り厳しい規制もないし、のうのうとして、まあそれだからいろいろ批判が起こつたわけですが、そういうことはもう許

されない。銀行はかなり厳しい条件をのまなければならぬ。それは、債務の分類にしましても引き当てにしてもそうでございますし、また、責任を追及されることもそうであらうと思ふ。

それは、いろいろ不祥事もございましたから、厳しくしなければならぬというお考えは私そのとおりだと実は思つておりますけれども、こういう今の日本の状況でございますから、その結果として、もう貸し流しになつてどうもならなくなるというふうなことは現実の行政をいたしましては、それは、理想的な姿は低価格法がいいでしょう、引き当てもうんとやる方がよろしいわけですが、けれども、急にそれをする、あなたのところは第二分類を厳しくしようと言つたら、直ちにそれは不良債権になつてしまふし、ベンチャーキャピタルなんというのはそこからもう生まれないようになりまふから、そこは立法をお考えくださいまふときに、どうぞお願いを申し上げたい点でございます。

その上で、やはり銀行は一般に激しい競争にさらされて、中央あるいは地方においておののリストラクチャリングが行われるでございまして、また、各行は自分の得意なサービス、得意な商品の方に重点を置くということになると思ひます。また、国際業務は、そこから撤退する銀行もかなりあるのではないかと、そんなことをほんやり展望いたしております。

○官本委員 中長期的なグランドデザインといひますが、護送船団方式でやってきた今までの方式ががらりと変わらして、やはり厳しい競争、そしてそれによつて優劣がつく。それが当然にデイスクロージャーにも結びつき、また再編を促していくであろうというふうな、非常に大きな将来構想というものを金融再編に向けてお持ちでございすけれども、そういったグランドデザインといひますが、それを受けまして、今回のこの法律の中にそのようなアイデアがどのように織り込まれているのか。これはひとつ提案者の方から、今の大臣の御答弁を念頭に置いてお答え願ひたいと思

います。

○大野(功)議員 大先輩でございませう宮澤大蔵大臣からお答えになったことでございませうが、もう私の出番はないと思うのでありますが、大臣がおっしゃいましたことは、要するに護送船団時代は終わった、これからはもう青天白日のもとでいい銀行が残っていく、よい商品を出さなければ残れない、それはすべて情報公開のもとに行われるんだ、つまり、国際的に自分の足で立ててやっていくような銀行でなければだめなのではないか。

そこで、私なりに大臣のお言葉あるいは自分でも考えていることを申し上げますと、今の日本の銀行というのは少し数が多過ぎるんじゃないか、こんな多い数で果たして国際競争をそれぞれがやっていくのだから、どうだろうか。いわゆるオーバーパンキングの問題が一つあるかと思ひます。したがって、合併とか再編とか、あるいは営業譲渡とか、そういうことが今後行われる可能性が極めて高いのではないかと。

もう一つは、オーバーローンの問題であります。日本というのは、まさにローンの国といつてもいいのかもしれない。GDPに対して、銀行の貸し付けが一四〇%もある、こういう国は世界にないのではないかと、こういうふうに思ひます。

本法では、「金融機関等の再編を促進すること等により金融システムの効率化を図ること。」というところが第三条第三号に書いてあるわけでございまして、これは、効率化していく、競争社会で国際的にもやっていく、こういう銀行をつくらうとしているわけでございませうが、具体的に、いわゆる救済合併あるいはそれに準ずる合併、資産の譲り受けなどを行った結果、自己資本比率が低下した金融機関に対して、本法律による資本増強の対象としているわけであります。これによりまして、将来日本が理想とするような金融システムになっていくことが少しでも促されていく、こういうことを私は期待いたしております。

○宮本委員 ありがとうございます。

ところで、金融機関の破綻あるいは信用の収縮によりまして、例えば北拓の倒産ということのために北海道経済、こういった地域経済が非常に大きな影響を受けたわけでございませうが、そういった懸念がどうしてもこれからの金融機関の破綻等に伴ひまして出てくるわけでございませう。

そういった懸念があるわけでございませうが、今提案されている法案ではこういった地域経済への配慮がどのように行われておられるのか、これは提案者の方からひとつ説明をお願いしたいと思ひます。

○村田(吉)議員 ただいま議員の御指摘のことは大変重要なことでございまして、本委員会でも同僚議員から、特に北海道出身の議員から、北拓の破綻によりまして地域経済に多大の悪影響が生じているという強い御指摘があったところであります。

本法案では、金融機能に生じた障害が企業の活動や雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等、地域経済を含む経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合には、破綻金融機関との合併だけでなく、これに準ずるものとして、経営が困難となった金融機関と合併を行ったり営業や資産の譲り受けを行った金融機関も、株式引き受けの対象とされているわけであります。

こうした仕組みを使いまして、今御指摘のような地域経済の危機に機動的に対応できる、そういう内容になっていると考えております。

○宮本委員 ありがとうございます。地域経済への配慮は、今御説明ありましたように本当に大事なことでございませうので、ぜひともしっかりとやっていただきたい、このように思ひます。

次に、公的資金の投入に当たりましてやはり心配なのは、金融機関のモラルハザードの防止でございませう。また、やはりディスクロージャーの徹底ということも非常に重要と考えておられるわけでございませうけれども、これらの問題、どうやって確保するか、この点について、法案中での規定の

仕方、その内容、そういったものをぜひ、国民が安心してできるものかどうか、御説明をお願いしたいと思います。

○保岡議員 先生もお話しになりましたとおり、公的資金でありますお金を使って資本増強を行うと、当然モラルハザードを防止するための措置をとらなければなりません。

この法律でも、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、第三条にこの施策を行う際の原則というのが定められておりまして、そこに、第二号に、経営の改善、いわゆるリストラ、それから経営責任、株主責任の明確化ということが明文でうたわれているところでございませう。

それからまた、情報開示については、先に衆議院を通過しました金融再生法の六条、七条にも資産査定について規定があるわけでございませうけれども、それに加えて、本法においても、今申し上げました第三条六号に「情報等の適切な十分の開示に努めること。」という明文がございませう。

さらに、この資本増強を申請する金融機関は、金融再生委員会に承認を求めると当たつて、経営健全化計画というものを提出して、認めてもらわなければならぬ。その中にもきちっといろいろな項目についての対応を明らかにして、承認を受けた後は、金融再生委員会がこれを公表するという措置をとっているところでございませう。

○宮本委員 ありがとうございます。やはり、公的資金を投入しようというわけでございませうから、そういったモラルハザードの問題、ディスクロージャーの問題、しっかりと決めておいていただきたいというふうに思ひます。

それから、第二分額の債権、これへの強制引き当て、例えば第二分額をもう少し、二つに分けて、一〇%、二〇%といったような引き当てをやすべきではないかというふうな議論も出ております。また有価証券の評価方法、これについても原価法だけでなく低価法を採用すべきだというふうな意見も出ておられるわけでございませうが、これはいろいろな問題があるかと思ひます。

そういった中で、提案者としてはこの問題についてどのように考えておられるか、お願いいたします。

○保岡議員 先生御指摘のように、金融の健全化を図るためには十分な引き当てが必要なのは言うまでもありません。しかしながら、これを高い水準で強制的に求めているというところは、現下の資本不足の中から生じている貸し渋り、これに拍車をかける結果になる。そこで、やはり個別の資本増強を申請した金融機関においてどのような財産状況、財務状況であるかという実態を正確に把握して、金融再生あるいは金融危機回避に資する適切な金額を定めていくということで、その際に適切な引き当てをできるような資本増強を考へること

が妥当だと思ひます。なお、有価証券の評価方法について、低価法の採用ということですが、今、金融機関は資産が非常に目減りして、資本が不足して、今申し上げたように経済が悪くなつて貸し渋りをさらに拡大しているという状況でございませうから、法的な水準としての自己資本比率を高くするというようなことをしますと、ただでそれ自己資本比率をいざ大変なときの状況に備えて高めのために貸し渋りをしている金融機関に、その貸し渋りを助長するようなことになってしまうということがとても大事なところでございまして、そういった意味で、今、確かに時価を反映した有価証券の評価ということもとても大事なことでありますけれども、現在の金融の状況に照らして考へると、また危機的な経済の状況を考へると、低価法というよりかは、それとまた原価法との選択制というものが適切であると考えているところでございませう。

○宮本委員 確かにいろいろな意見がございませうが、引き当て率などについても、ハードルを高くすれば、それだけ確かに金融健全という意味ではいいわけでございませうけれども、逆に、それではまた貸し渋りに拍車をかけはしないかという点、また低価法の採用についても、同じように金融取

縮が非常に強く出てきはないかという意見、本
当に大事なポイントだと私は思うわけでござい
ます。

特に、今我が国が求められている最大の問題は
金融収縮対策をどうするかということ、これを最
優先の課題として考える場合に、いろいろな会計
原則等の意見はもちろん尊重しなければいけな
いけれども、世界が注目している日本の貸し渋り対
策がどうなるか、そういう観点に大きなウェイト
を置いてこの際考えていただきたいというふう
に思います。

それから自己資本比率の問題でございまして、
自己資本比率が八%以上の銀行はしっかりと
いるのじゃないか、公的資金による資本増強なん
というふうなことの対象にすべきではないのじや
ないか、こういうふうな意見もあるやに聞いてお
りますし、それはそれで確かに、できることなら
しっかりと金融機関は公的資金などを投入す
るけれども、しかし、金融収縮の問題を頭に置
いた上で、現下のこの法律案の審議でございま
す。一体、提案者はどのような考え方でいるのか、御説
明願いたいと思います。

○山本(幸)議員 自己資本比率八%以上の銀行で
ありまして、市場の暴力等によりまして資金調
達が困難になるといふような状況もあり得ます
ので、そういうことに対応する等の観点から、私
どもは対象として考えるべきだと思っております。

ただ、この場合対象になりますのは、原則とい
たしまして、破綻金融機関の受け皿となる金融機
関及びそれに準ずるもの、また急激かつ大幅な信
用収縮の回避のために必要なもの、そして合併
等、金融再編成の観点から資本増強を余儀なくさ
れるものを中心にするべきものだと考えておりま
す。

なお、この点につきましては著名なエコノミ
ストも大体同じような考えでおられるようでありま
して、例えば、一橋大学の中谷教授なんかは、自己
資本比率を必死に確保するため貸し渋りが著しく

なっている現実を重視すべきだ、したがって、資
本注入をやって、自己資本比率を八%ぎりぎり
にやなくて、思い切って二から一五%といった
レベルに引き上げなければならぬというふうな
ことを言っておられますし、あるいはまた日本経
済研究センターの香西会長は、自己資本比率が
八%ぎりぎりの銀行をつくるより、市場のテスト
に耐えられるようなしっかりと強い銀行をつ
くった方がよい、そういう見解も述べておられま
す。

○宮本委員 反対に、自己資本比率が二%未満の
著しい過少資本行、これについては、経営の健全
性の回復というのにはちよつと見込めそうもないの
だから、金融再生法案に定めた特別の公的管理に
移すべきではないかというふうな意見があるわけ
でございしますが、これはどうですかね。

○山本(幸)議員 自己資本比率が二%未満、まあ
私も著しい過少資本行、大体〇から四%を念
頭に置いて考えているわけですが、そういう
銀行、確かに問題があるではないかという指摘
はよくわかりますが、ただ、その自己資本の毀損
がどういう状況で起こってきたかということとは十
分考えるべきだろうというふうに思っております。

例えば、不良債権問題の最終的な解決というの
は、バランスシートから不良債権を落としてい
く、オフバランス化するということによって初め
て成るわけでありまして、そして同時に、借りてい
る企業の方も、そういうことが銀行との間で話し
合いで行われて債権放棄なりが行われれば生き返
るということになるわけでありまして、そうい
う意味で積極的な償却を、直接償却を進めるとい
うようなことをやって、そのときは一時的に自己
資本は非常に毀損するかもしれないけれども、
長い目で見れば銀行経営としてはむしろ健全化す
るということも当然あり得るわけでありまして
から、そうした自己資本比率が毀損してくる状況を
十分勘案してやっていくべきだと思っております。

また、著しい過少の資本行でありまして、当
然、地域経済にとつては大変重要だということが
あるわけでありまして、その存続を図るために地
域の経済界が一致して協力しよう、そして、その
健全性を図って業務を継続させた方がいいという
こともあり得るわけでありまして、公的支援を
することも必要となるという場合もあり得るとい
う意味で、一律に取り扱ふべきではないものと思
えております。

○宮本委員 ありがとうございます。

時間も参りましたので、最後の質問でございま
すが、これは保岡先生にお願いしたいと思いま
す。

十兆円の政府保証枠ということになっているよ
うでございしますけれども、今のこの経済の危機、
金融情勢その他を考えると、これはとても
十兆円の政府保証枠というふうなことで乗り切れ
るものでもないではないか。

特に、さっきも申しましたように、この委員会
でのディスカッションは本当に世界が注目してお
りますし、また、この委員会の結論いかんでは、
日本の経済のみならず世界の経済全体に本当に大
きな影響をもたらすわけでありまして、それだけに
私は、この際、十兆と言わぬで思切った額
を、例えば三十兆とか四十兆とかいふような、そ
ういふスケールの額の保証枠を準備しなければ乗
り切れないのではないかとというふうな感じがいた
しておりますので、ひとつ提案者の保岡先生に御
質問したいと思ひます。

○保岡議員 冒頭にお話ししましたように、今の
世界の経済の危機的な状況、そして我が国の金
融、経済の危機、これを反転させて、本当に我が
国が二十一世紀にしっかりと経済を手にする、
立派な金融を私たちが確保するためには、先生が
今言われたように思切った対応が必要だろう、
私はそう思います。

昨年の秋から、日本の経済状態というのは決し
て悪くないにもかかわらず、心理的にどんどん金
融不安の中で崩れてきている。こういった負の転

がり、雪だるまのように大きくなっている現象を
とめるためには、内外の人があつと思うような大
胆な額をそこに示して、そして金融再生委員会
を通じて、資本増強の目的に沿ってきちんとした額
を手当てしていくということによって日本の金融の
再生をこの際図らなければなりません。

我々としても、先生のおっしゃる通りに、政府
の責任において、補正予算を組んでもこの資金
枠の思い切った拡大をしていただきたいと考えて
いるところでございます。

○宮本委員 ありがとうございます。これで質
問を終わります。

○相沢委員長 これにて宮本君の質疑は終了いた
しました。

次回は、来る十二日月曜日正午理事会、午後三
時委員会を開会することとし、本日は、これにて
散会いたします。

午後六時三十三分散会

平成十年十月十四日印刷

平成十年十月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局